○農林水産省告示第百五十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第六条の五第一号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十九年一月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

平成28年10月13日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
18456	ＤＣＢＮ粒剤	シバキープ粒剤	東京都荒川区東日暮里六丁目60番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　滝口健一

平成28年10月25日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
17606	ジラム・チウラム・フェナリモル水和剤	日産スペックス水和剤	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎

平成28年11月１日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
5133	ＮＡＣ水和剤	ホクコーミクロデナポン水和剤８５	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　中島喜勝

平成28年11月８日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
10691	ダイアジノン粒剤５	日農ダイアジノン粒剤	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　友井洋介

平成28年11月９日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16228	セトキシジム乳剤	ヤシマナブ乳剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　上園孝雄
19469	トリフルミゾール水和剤	ヤシマトリフミン水和剤	〃

○東北地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	釜石市片岸町第一地割八番１から同市片岸町第九地割一四六番１まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月二十八日

○東北地方整備局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
栗原市金成藤渡戸館前一三番二から同市金成藤渡戸東沢四番三まで	前	一六・九メートル	八〇・一七五キロメートル
	後	一六・九メートル	八四・六〇・一七五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局但台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	栗原市金成藤渡戸館前一三番二から同市金成藤渡戸東沢四番三まで	東北地方整備局及び同局但台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月二十七日

○東北地方整備局告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するにあたり、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　四十五号　釜石市両石町第三地割一二八番三五から同市両石町第三地割一四七番二まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

二　制限の対象となる占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年二月三日

○東北地方整備局告示第二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

第１　起業者の名称　福島県

第２　事業の種類　浪江中浜地区海岸公共災害復旧工事（福島県双葉郡浪江町大字中浜字長沼地先海浜地から同町大字中浜字南原地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　福島県双葉郡浪江町大字中浜字長沼、字西原及び字南原地内

福島県双葉郡浪江町大字中浜字長沼地先海浜地

２　使用の部分　福島県双葉郡浪江町大字中浜字長沼、字西原及び字南原地内

福島県双葉郡浪江町大字中浜字長沼地先海浜地

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県双葉郡浪江町大字中浜字長沼地先海浜地から同町大字中浜字南原地内までの延長約489mの区間（以下「本件区間」という。）における「浪江中浜地区海岸公共災害復旧工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。